議案受領

七月二十六日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

労働契約法の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

議案送付（予備審査）

七月二十六日議長は、次の委員長提出案を衆議院に送付した。

雨水の利用の推進に関する法律案（国土交通委員長提出）

通知書受領

七月二十六日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

質問主意書提出

七月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。

体外受精培養液中に含まれる化学物質の安全性に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第二〇五号）

報告書提出

七月二十六日委員長から次の報告書を提出した。

裁判所法の一部を改正する法律案（第百七十九回国会閣法第一二号）審査報告書

海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）審査報告書

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）審査報告書

船員法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）審査報告書

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（第百七十七回国会閣法第二六号）審査報告書

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第六七号）審査報告書

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　古川　元久

文部科学大臣平野博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（七月二十六日）

内閣府

東宮侍従　野本　勲

願に依り本官を免ずる（七月二十五日）

東宮侍従に任命する（七月二十六日）　池田　元一

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）
穴田　輝行　春日　進
宜野座通男　工藤　順子
寺下　孝作　中尾　博敏

正六位に叙する（各通）
（警視庁巡査部長）
小俣　賢明　北谷　幹夫
佐藤政五郎　首藤　誠一
栩谷　四郎　深町　宏

従六位に叙する（各通）
正八位
岩谷　次雄　徳田壽々穂

従七位に叙する（各通）（以上六月二十五日）
（徳島県職員）
倉橋　佳英

正五位に叙する
内山　博之
木戸口　健

従五位に叙する（各通）
従七位
近藤　勇夫　嶋田　茂
中原　哲哉　増谷　道也

正七位に叙する（各通）
石原　裕通　岩切　政行
澤田　武男　高野　正
森下　義雄　小野　義郎

従六位に叙する（各通）
福岡　郁守　水島　鋼一

正七位に叙する（各通）
小川　壽雄

従七位に叙する（以上六月二十六日）
立石　敞敏

従五位に叙する（各通）
泉　徳實　稲垣　榮
塚本　清　津村　志郎

従七位
日塔　二男

正六位に叙する（各通）
岡本　敏　上村　安
川井田正一　川口　克己
佐藤　賢一　成田　馨
渡邊　昭一

従六位に叙する（各通）
飯島　博美

（宮城県警部補）
永石　仁

正七位に叙する（各通）（以上六月二十七日）
米倉　秀敏

正六位に叙する（六月二十八日）
（秋田大学名誉教授）
加美山茂利

正四位に叙する
石田　九市

従六位に叙する（各通）（以上六月二十九日）
小林　宣雄

正四位に叙する
齋藤　博

正五位に叙する
従七位
信部　高雄

従五位に叙する（以上六月三十日）
松本　秀雄

従四位に叙する（各通）（七月一日）
渡邊　紀

○叙勲

旭日単光章を授ける（六月二十五日）
竹原　基信

旭日単光章を授ける（六月二十六日）
岡野　公男　沖坂　敏男　坂田　禮二

旭日双光章を授ける（六月二十九日）
石田　九市
春日　進

瑞宝小綬章を授ける
小俣　賢明　工藤　順子
首藤　誠一　鶴　古賀　敏
中尾　博敏　深町　宏　寺下　孝作
松井田公夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
岩谷　次雄　櫻田　益夫　徳田壽々穂
戸山　重弘　増川　照男　三好　俊雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十五日）
（徳島県職員）
飯田　善司　石原　裕通
小野　義郎　木戸口　健
倉橋　佳英

瑞宝双光章を授ける（各通）
近藤　勇夫　澤田　武男
土田　久男　増谷　道也

瑞宝双光章を授ける（各通）
小川　壽雄　大藤　成夫　山岸　定治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十六日）
株田　由雄　上村　安　川口　克己
立石　敞敏　塚本　清　日塔　二男
藤木　實夫　文園　茂志

瑞宝双光章を授ける（各通）
神谷　君男　北園　武男　佐々木　勇
永石　仁　西田　義雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十七日）
太田　禮一

瑞宝双光章を授ける（六月二十九日）
小林　宣雄

瑞宝小綬章を授ける（六月三十日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年七月二十五日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

中村　敏夫　宇津　康裕　宇津　明
近藤　裕　髙草　敦子　髙草　英郎
大田　司　田中　廣見　大橋　光子
伊東　公子　廣田　一利　加藤　芳信
神保　キヨ　東　義景　青田　大三
坂本　傳　平松せき子　増田ゑず子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）